

セレクト神奈川NEXTについて

県では、県内経済の活性化と雇用の創出のため、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により企業誘致を推進しています。当施策では次の各種支援制度により県内への企業の立地を支援します。

【主な支援制度】

① 企業立地促進補助金【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に3%(大企業・みなし大企業)、6%(中小企業)を乗じた金額を上限5億円の範囲内で補助。

ただし、特区制度活用などの場合(注記1)は投資額の6%(大企業・みなし大企業)、12%(中小企業)、
上限10億円。

② 税制措置【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

不動産取得税の2分の1を軽減。

③ 企業立地促進融資【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資

中小企業者及び中堅企業(資本金10億円未満)】

⇒(ア)融資期間が15年以内の場合 1.4%以内(固定金利)

(イ)融資期間が15年超20年以内の場合 1.9%以内(固定金利)

ただし、特区制度活用などの場合(注記1)

⇒(ア)融資期間が15年以内の場合 1.1%以内(固定金利)

(イ)融資期間が15年超20年以内の場合 1.6%以内(固定金利)

④ 企業誘致促進賃料補助金【支援対象：県外・国外からの立地

県内再投資(外国企業(注記2)のみ)】

賃料(消費税、敷金、礼金を除く)月額3分の1、補助期間6か月、上限600万円を補助。

ただし、特区制度活用の場合(注記1)は、賃料月額の2分の1、上限900万円。

注記1 以下のいずれかに該当する場合、さらなる優遇制度があります。

- ・ 特区制度を活用して事業展開を図る場合
- ・ 宿泊施設について、旅館、ホテルの要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合

注記2 「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

【企業立地支援事業認定要件】

＜工場、研究所、本社機能を有する施設等の事業所＞

項目	事業所を新設する場合	事業所を新設しない場合
申請日	土地・建物等の契約日の前日までに申請すること。	
対象産業	○ 未病関連産業 ○ ロボット関連産業 ○ 脱炭素関連産業 ○ 観光関連産業 ○ 先端素材関連産業 ○ 先端医療関連産業 (感染症の感染防止に資する事業を含む) ○ IT/エレクトロニクス関連産業 ○ 輸送用機械器具関連産業 ○ 地域振興型産業（下記参照） (注記) 研究所は全産業分野が対象	
対象業種	○ 製造業 ○ 電気業（発電所に限る） ○ 情報通信業 ○ 卸売業（ファブレス企業に限る） ○ 小売業（デューティーフリーショップに限る） ○ 学術研究、専門・技術サービス業 ○ 娯楽業（テーマパークに限る）	○ 製造業（食料品、飲料、石油製品・石炭製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具）
投資額	大企業：20 億円以上 中小企業：5 千万円以上	40 億円以上
雇用	大企業：30 人以上 中小企業：10 人以上（賃料補助事業に限り、 特定地域（注記）においては5 人以上） 算入対象：（ア＋イ） ア 常用雇用者数 イ 非常用雇用者の半数（ただしア未満のみ算入可）	60 人以上 算入対象は左記と同様。
脱炭素に向けた取組	○ 2050 年温室効果ガス実質排出量ゼロに取り組むことを表明すること。 ○ 国際的な枠組み又は取組に係る第三者認証を取得すること。	

地域振興型産業

特定地域（注記）に立地する場合に限り、次の業種が支援対象となる。

製造業（食料品、飲料、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具）

特定地域：横須賀三浦地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

<宿泊施設>

項目	横浜・川崎地域に立地	その他地域に立地
申請日	土地・建物等の契約日の前日までに申請すること。	
対象産業	観光関連産業	
対象業種	宿泊業（旅館、ホテルに限る）	
客室数	100 室以上	○ 30 室以上 （ただし、総客室面積が 600 m²以上の場合は、30 室未満であっても支援対象とする。） ○ 立地に当たっては、個別案件ごとに市町村の意向を確認
平均客室面積	20 m ² 以上	
国際観光ホテル整備法関係	国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）に基づきホテル又は旅館として登録されていること（操業開始時に登録が必要）。	
外国人観光案内所関係	日本政府観光局が認定した外国人観光案内所を宿泊施設内に設置していること（操業開始時に設置が必要）。	
脱炭素に向けた取組	○ 2050 年温室効果ガス実質排出量ゼロに取り組むことを表明すること。 ○ 国際的な枠組み又は取組に係る第三者認証を取得すること。	